

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉本部 長寿社会課

法令名	老人福祉法	法令の番号	昭和38年7月11日法律第133号
許認可等の種類	社会福祉法人立の養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加の認可	根拠条項	第16条第3項
審査基準	(1) 老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第16条第4項		
受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課
		交付機関	長寿社会課
		標準処理期間	14 日
		標準経由期間	日
		目次	2
		NO	